

# 週休2日制工事ガイドライン

2025年9月改定版



ひと・まち・くらしをネットワーク

首都高速道路株式会社

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1編 総則   |    |
| 1. 目的及び適用  | 2  |
| 2. 週休2日制工事選定フロー  | 2  |
| 第2編 週休2日制工事  |    |
| 3. 用語の定義   | 2  |
| 4. 発注方式  | 3  |
| 5. 対象工事  | 3  |
| 6. 補正方法等   | 3  |
| 7. 現場閉所の確認方法   | 10 |
| 第3編 週休2日交替制工事  |    |
| 8. 用語の定義   | 10 |
| 9. 発注方式  | 11 |
| 10. 対象工事   | 11 |
| 11. 補正方法等  | 11 |
| 12. 休日率の確認方法   | 12 |
| 第4編 共通事項   |    |
| 13. 工事成績評定   | 12 |
| 14. 契約後に週休2日制工事から週休2日交替制工事への変更又は週休2日交替制工事から週休2日制工事への変更をする場合の取り扱い（土木工事） | 13 |
| 15. その他  | 13 |
| 卷末資料   |    |
| 週休2日制工事選定フロー   | 15 |
| 対象期間について   | 16 |
| 様式1（現場（現場休息）閉所報告書）   | 17 |
| 様式2（休日取得報告書）   | 18 |

## 第1編 総則

### 1. 目的及び適用

本ガイドラインは、首都高速道路株式会社が発注する工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。本ガイドラインは2025年10月1日以降に契約手続きを開始する工事より適用する。なお、単価契約工事は本ガイドライン適用の対象外とする。

### 2. 週休2日制工事選定フロー

首都高速道路株式会社が発注する工事についての週休2日制工事の選定ルールについてフローにより示す。(巻末資料P14参照)

## 第2編 週休2日制工事

### 3. 用語の定義

#### (1) 週休2日

① 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週(月曜日から日曜日までの7日間)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所(現場休息)日に指定し、2日以上現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日(現場休息日)に指定するものとする。

また、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)とする。

② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。ただし、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)とする。

③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

建築工事(建物電気設備工事、建物機械設備工事及び昇降機設備工事を含む。以下、「建築工事(営繕工事)」という。)における分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

#### (5) 4週8休以上

月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っている状態をいう。現場閉所日(現場休息日)を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、積雪等による予定外の現場閉所(現場休息)日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所(現場休息)日数に含めるものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。

#### 4. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

ただし、建築工事（営繕工事）において一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

なお、月単位の週休2日とは完全週休2日（土日）Ⅰ型又は完全週休2日（土日）Ⅱ型に係わらず、通期の週休2日が前提となる。

##### （1）完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

##### （2）完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

#### 5. 対象工事

週休2日制工事を適用する工事は、以下に該当するものを対象とし、災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示による工事を除く、原則すべての工事を対象とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難であり対象外となる土木工事については、第3編 週休2日交替制工事にに基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

（1）主たる工種が高速道路上規制または街路規制が不要で現場閉所（現場休息）が可能な工事

（2）工期末の制約が緩やかで現場閉所（現場休息）が可能な工事

（3）建築工事（営繕工事）、電気通信設備工事及び機械設備工事

##### 5-1 完全週休2日（土日）Ⅰ型

完全週休2日（土日）Ⅰ型は、週休2日制工事の対象工事の全てに適用する。ただし、以下に該当する工事は、完全週休2日（土日）Ⅱ型とすることができる。その場合、発注担当課は（2）に該当する場合を除き、契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

（1）現場条件等から完全週休2日（土日）Ⅰ型にできない場合

（2）建築工事（営繕工事）、電気通信設備工事及び機械設備工事で現場閉所が困難な工事

##### 5-2 完全週休2日（土日）Ⅱ型

完全週休2日（土日）Ⅱ型は、完全週休2日（土日）Ⅰ型を除く全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は、週休2日制工事の対象外とすることができる。その場合、発注担当課は（3）と判断するときは契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

（1）現場施工が1週間未満の工事

（2）災害復旧工事のうち緊急性が高いもの

（3）その他 週休2日を導入できない工事

#### 6. 補正方法等

##### 6-1 完全週休2日（土日）Ⅰ型

入札公告もしくは参加表明書及び技術資料収集に係る掲示、及び特記仕様書（以下、「入札公告等」という。）において「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を明記するとともに、「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとする。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、「月単位の週休2日」の補正係数に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「月単位の週休2日」の補正係数に変更するものとする。

##### 6-2 完全週休2日（土日）Ⅱ型

入札公告等において、「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を明記するとともに、「完全週休2日（土日）」の達成を前提に、労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとする。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日

（土日）」が未達成の場合は、「月単位の週休2日」の補正係数に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、「月単位の週休2日」の補正係数に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

**【土木工事、電気通信設備工事、機械設備工事の場合】**

電気通信設備工事及び機械設備工事は土木構造物に付帯する工事に適用する。

| 経費     | 現場の<br>閉所状況 | 1週間に2日間以上                          | 月単位の4週8休以上                          |
|--------|-------------|------------------------------------|-------------------------------------|
|        | 現場閉所率       | 対象期間内のすべての週毎において<br>28.5%（2日/7日）以上 | 対象期間内のすべての月毎において<br>28.5%（8日/28日）以上 |
| 労務費    |             | 1.02                               | 1.02                                |
| 共通仮設費率 |             | 1.02                               | 1.01                                |
| 現場管理費率 |             | 1.03                               | 1.02                                |

※市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、表C-1に示す補正係数を乗じるものとする。

土木工事標準単価を活用した週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、表C-2に示す補正係数を乗じるものとする。

表C-1 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称                      | 区分    | 補正係数 |                |      |        |
|-------------------------|-------|------|----------------|------|--------|
|                         |       | 現場閉所 |                | 交替制  |        |
|                         |       | 月単位  | 完全週休2日<br>(土日) | 月単位  | 完全週休2日 |
| 鉄筋工                     |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| ガス圧接工                   |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| インターロッキングブロック工          | 設置    | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
|                         | 撤去    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 防護柵設置工(ガードレール)          | 設置    | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
|                         | 撤去    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 防護柵設置工(ガードパイプ)          | 設置    | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
|                         | 撤去    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 防護柵設置工(横断・転落防止柵)        | 設置    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
|                         | 撤去    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 防護柵設置工(落石防護柵)           |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 防護柵設置工(落石防止網)           |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 道路標識設置工                 | 設置    | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
|                         | 撤去・移設 | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 道路付属物設置工                | 設置    | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
|                         | 撤去    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 法面工                     |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 吹付砕工                    |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 鉄筋挿入工(ロックボルト工)          |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 道路植栽工                   |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 公園植栽工                   |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工            |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工         |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 橋面防水工                   |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 薄層カラー舗装工                |       | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
| グルーピング工                 |       | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
| 軟弱地盤処理工                 |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| コンクリート表面処理工(ウォータージェット工) |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |

| 名称          | 企画・仕様        | 補正係数 |      |      |      |
|-------------|--------------|------|------|------|------|
|             |              | 現場閉所 |      | 交代制  |      |
|             |              | 月単位  | 週単位  | 月単位  | 週単位  |
| 硬質塩化ビニル管設置工 |              | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 砂基礎工        | 人力施工         | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
|             | 機械施工         | 1.02 | 1.02 | 1.02 | 1.02 |
| 組立マンホール設置工  |              | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |
| 取付管およびます設置工 | 取付管布設及び支管取付工 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 |

出展：市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）/国土交通省

表C-2 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

| 名称                        | 区分    | 補正係数 |                |      |        |
|---------------------------|-------|------|----------------|------|--------|
|                           |       | 現場閉所 |                | 交替制  |        |
|                           |       | 月単位  | 完全週休2日<br>(土日) | 月単位  | 完全週休2日 |
| 区画線工                      |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 高視認性区画線工                  |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 橋梁塗装工                     |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 構造物とりこわし工                 | 機械    | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
|                           | 人力    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| コンクリートブロック積工              |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 排水構造物工                    |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 鋼製排水溝設置工                  |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 表面被覆工(コンクリート保護塗装)         | 固定足場  | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
|                           | 高所作業車 | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 表面含浸工                     | 固定足場  | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 連続繊維シート補強工                | 固定足場  | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 剥落防止工(アラミドメッシュ)           | 固定足場  | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 漏水対策材設置工                  | 固定足場  | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
|                           | 高所作業車 | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 防草シート設置工                  |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂) | 固定足場  | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
|                           | 高所作業車 | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 塗膜除去工                     |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| バキュームブラスト工                |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 道路反射鏡設置工                  | 設置    | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
|                           | 撤去    | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)        |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 機械式継手工                    |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工                |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工 |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| FRP製格子状パネル設置工             |       | 1.00 | 1.00           | 1.00 | 1.00   |
| 侵食防止用植生マット工(養生マット工)       |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 支承金属溶射工                   |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| 耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工     |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| フレア溶接工                    |       | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
| H型ボラード設置工                 |       | 1.01 | 1.01           | 1.01 | 1.01   |
| 橋梁用水切り材設置工                | 固定足場  | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |
|                           | 作業車   | 1.02 | 1.02           | 1.02 | 1.02   |

出展：市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について(試行)/国土交通省

**【建築工事(営繕工事)の場合】**

建築工事の他、建物電気設備工事、建物機械設備工事及び昇降機設備工事も以下を適用する。

|    |             |                                    |                                     |
|----|-------------|------------------------------------|-------------------------------------|
|    | 現場の<br>閉所状況 | 完全週休2日(土日)以上                       | 月単位の4週8休以上                          |
| 経費 | 現場閉所率       | 対象期間内のすべての週毎において<br>28.5%(2日/7日)以上 | 対象期間内のすべての月毎において<br>28.5%(8日/28日)以上 |
|    | 労務費         | 1.02                               | 1.02                                |
|    | 現場管理費       | 1.01                               | -                                   |

※市場単価は、当初の基準補正単価の補正率に代えて、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

なお、以下の表の補正率には、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するための補正も含まれていることに留意する。

**【新営の市場単価等の場合】**

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

**【改修の市場単価等の場合】**

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表A-2 建築工事の補正率

| 工種                 | 摘要※         | 月単位の週休2日促進工事<br>及び<br>完全週休2日促進工事 |       |
|--------------------|-------------|----------------------------------|-------|
|                    |             | 新営補正率                            | 改修補正率 |
| 仮設工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 土工事                | 市場単価、物価資料共通 | 1.01                             | 1.01  |
| 地業工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 鉄筋工事               | 市場単価、物価資料共通 | 1.01                             | 1.01  |
| コンクリート工事           | 市場単価、物価資料共通 | 1.01                             | 1.01  |
| 型枠工事               | 市場単価、物価資料共通 | 1.01                             | 1.01  |
| 鉄骨工事               | 物価資料        | 1.02                             | 1.02  |
| 既製コンクリート           | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 防水工事               | 市場単価        | 1.01                             | 1.08  |
| 防水工事(シーリング)        | 市場単価        | 1.01                             | 1.14  |
| 防水工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 石工事                | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| タイル工事              | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 木工事                | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 屋根及びとい             | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 金属工事               | 市場単価        | 1.01                             | 1.09  |
| 金属工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 左官工事<br>(仕上塗材仕上)   | 市場単価        | 1.01                             | 1.01  |
| 左官工事<br>(仕上塗材仕上以外) | 市場単価        | 1.01                             | 1.16  |
| 左官工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 建具(ガラス)            | 市場単価        | 1.01                             | 1.10  |
| 建具(シーリング)          | 市場単価        | 1.02                             | 1.16  |
| 建具                 | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 塗装工事               | 市場単価        | 1.01                             | 1.15  |
| 塗装工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 内外装工事              | 市場単価        | 1.01                             | 1.13  |
| 内外装工事<br>(ビニル系床材)  | 市場単価        | 1.01                             | 1.08  |
| 内外装工事              | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 内外装工事<br>(ビニル系床材)  | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 仕上げユニット            | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 排水工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 舗装工事               | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |
| 植栽及び屋上緑化           | 物価資料        | 1.01                             | 1.01  |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

出展：営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）/国土交通省

表E-2 電気設備工事の補正率

| 工種   | 摘要                                  | 月単位の週休2日促進工事<br>及び<br>完全週休2日促進工事 |       |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|-------|
|      |                                     | 新営補正率                            | 改修補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線び及び同ボックス                   | 1.01                             | 1.19  |
|      | ケーブルラック                             | 1.01                             | 1.15  |
|      | 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング               | 1.01                             | 1.18  |
|      | プルボックス                              | 1.01                             | 1.13  |
|      | プルボックス用接地端子                         | 1.00                             | 1.00  |
|      | 防火区画貫通処理<br>ケーブルラック用(壁・床)           | 1.01                             | 1.14  |
|      | 防火区画貫通処理<br>金属管・丸型用                 | 1.01                             | 1.05  |
|      | (電動機その他接続材<br>工事)<br>金属製可とう電線管      | 1.01                             | 1.15  |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び<br>600V 絶縁ケーブル          | 1.01                             | 1.17  |
| 接地工事 | (接地極工事)<br>銅板式、銅覆鋼棒、<br>接地極埋設票(金属製) | 1.01                             | 1.01  |

表M-2 機械設備工事の補正率

| 工種                  | 摘要                       | 月単位の週休2日促進工事<br>及び<br>完全週休2日促進工事 |       |
|---------------------|--------------------------|----------------------------------|-------|
|                     |                          | 新営補正率                            | 改修補正率 |
| 保温工事                | 配管用、ダクト用及び消音内貼           | 1.01                             | 1.15  |
| ダクト設備               | 低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類    | 1.01                             | 1.15  |
| ダクト付属品              | 既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ | 1.02                             | 1.22  |
| 衛生器具設備<br>(ユニットを除く) | 取付手間のみ                   | 1.02                             | 1.22  |

出展：営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）/国土交通省

## 7. 現場閉所の確認方法

### ① 工事着手前

- ・ 監督職員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「現場閉所（現場休息）報告書（当初予定）」等を受注者より受領し、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 建築工事（営繕工事）における分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「現場閉所（現場休息）報告書（当初予定）」等を作成し、監督職員に提出する。

### ② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）報告書（変更）」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された「工事週報・立会検査願」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「現場閉所（現場休息）報告書（実施）」を記載し、監督職員に提出する。
- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

### ③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（建築工事（営繕工事）における分離発注工事含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、現場閉所（現場休息）の状況を確認した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 第3編 週休2日交替制工事

### 8. 用語の定義

#### (1) 週休2日交替制

- ① 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日（平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態）を確保する取組をいう。また、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休日とする。
- ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら全ての月で4週8休以上の休日を確保する取組をいう。ただし、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計数以上休日を確保とする。
- ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期

間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

### (3) 4週8休以上

月単位の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

通期の4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

## 9. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

### (1) 完全週休2日交替制Ⅰ型

受注者が、完全週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）

### (2) 完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

## 10. 対象工事

週休2日交替制工事を適用する工事は、週休2日制工事（第2編参照）の対象外となる土木工事を対象とする。ただし、災害対応、維持工事等の発注者による緊急・応急的な指示による工事を除く。

### 10-1 完全週休2日交替制Ⅰ型

完全週休2日交替制Ⅰ型は、週休2日交替制工事の対象工事の全てに適用する。ただし、以下に該当する工事は、完全週休2日交替制Ⅱ型とすることができる。その場合、発注担当課は契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

(1) 現場条件等から完全週休2日交替制Ⅰ型にできない場合

### 10-2 完全週休2日交替制Ⅱ型

完全週休2日交替制Ⅱ型は、完全週休2日交替制Ⅰ型を除く全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は、週休2日交替制工事の対象外とすることができる。その場合、発注担当課は契約手続き前に技術企画課と協議するものとする。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 災害復旧工事のうち緊急性が高いもの

(3) その他 週休2日を導入できない工事

## 11. 補正方法等

### 11-1 完全週休2日交替制Ⅰ型

入札公告等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

### 11-2 完全週休2日交替制Ⅱ型

入札公告等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制及び月単

位の週休2日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のもの又は月単位の週休2日交替制を希望しないものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

【土木工事の場合】

| 経費     | 現場の休日取得状況 | 完全週休2日間以上                            | 月単位の4週8休以上                            |
|--------|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------|
|        | 休日率       | 対象期間内のすべての週毎において<br>28.5% (2日/7日) 以上 | 対象期間内のすべての月毎において<br>28.5% (8日/28日) 以上 |
| 労務費    |           | 1.02                                 | 1.02                                  |
| 現場管理費率 |           | 1.03                                 | 1.02                                  |

※市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、表C-1に示す補正係数を乗じるものとする。

土木工事標準単価を活用した週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、表C-2に示す補正係数を乗じるものとする。

1 2. 休日率の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、当該現場に従事する技術者等各個人の「休日取得予定日」を記載した「休日取得報告書（当初予定）」を受注者より受領し、完全週休2日又は月単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「休日取得報告書（変更）」を受注者より受領し、当該現場に従事する技術者等各個人の休日取得の状況を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による当該現場に従事する技術者等各個人の休日取得状況の確認のため「休日取得報告書（実施）」を記載し、監督職員に提出する。
- ・ 休日取得状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交代制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

③ その他留意事項

- ・ 当該現場に従事する技術者等各個人の休日取得状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、休日取得状況の確認をした際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が休日取得の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

第4編 共通事項

1 3. 工事成績評定

- (1) 完全週休2日（土日）（または交替制） I型および完全週休2日（土日）（または交替

制) II型ともに、週休2日の現場閉所または休日率の確保を行ったと認められた場合は、適切に評価する。

- (2) 完全週休2日(土日)(または交替制) I型では、提出された工程表が必須とされている月単位の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日(交替制含む)に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日(土日)に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。
- (3) 完全週休2日(土日)(または交替制) II型では、提出された工程表が必須とされている通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日(交替制含む)に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

#### 1 4. 契約後に週休2日制工事から週休2日交替制工事への変更又は週休2日交替制工事から週休2日制工事への変更をする場合の取り扱い(土木工事)

週休2日制工事を適用し発注した工事のうち、契約後に発注者の都合による条件変更等により現場閉所が困難になる土木工事(例:関係機関からの指示等により高速道路上規制若しくは街路規制が必要になる場合、又は工期末の制約が発生する場合等)は、受注者と協議のうえ、第3編に示す週休2日交替制工事に変更できるものとする。この場合、変更した後の変更設計の補正方法及び休日率の確認は第3編を適用する。

また、週休2日交替制工事を適用し発注した工事のうち、契約後に受注者から現場閉所が可能であり週休2日制工事を適用したいとの協議があった土木工事は、第2編に示す週休2日制工事に変更できるものとする。この場合、変更した後の変更設計の補正方法及び現場閉所率の確認は第2編を適用する。

なお、上記の変更を適用する場合、下表の左欄に示す方式に応じて右欄に示す方式にのみしか変更することができない。

週休2日制工事を週休2日交替制工事に変更する場合

| 発注時の週休2日制の方式   | 変更が可能な週休2日交替制工事の方式 |
|----------------|--------------------|
| 完全週休2日(土日) I型  | 完全週休2日交替制 I型       |
| 完全週休2日(土日) II型 | 完全週休2日交替制 II型      |

週休2日交替制工事を週休2日制工事に変更する場合

| 発注時の週休2日交替制工事の方式 | 変更が可能な週休2日制工事  |
|------------------|----------------|
| 完全週休2日交替制 I型     | 完全週休2日(土日) I型  |
| 完全週休2日交替制 II型    | 完全週休2日(土日) II型 |

#### 1 5. その他

- (1) 週休2日制工事又は週休2日交替制工事の対象となった受注者は、週休2日の適用如何及び実施如何に関わらず当社が実施するアンケートに回答しなければならない。調査の実施時期及び内容については別途指示するものとする。  
また、週休2日制工事又は週休2日交替制工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、受注者希望方式で受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。
- (2) 受注者は、工事現場において工事看板、仮囲い等に週休2日制工事又は週休2日交替制工事である旨を明示するものとする。
- (3) 受注者が週休2日(交替制を含む)に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所(現場休息)・休日取得が達成できるよう努めるものとする。
- (4) 週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署(技術企画課)に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。



対象期間について（ガイドライン3(2)例示）

週休2日制工事における対象期間について以下に例を示す。

A（工事着手日）：工期の始期日または

設計図書において規定する始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、実施設計を含む工事における実施設計または工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。

B：実作業着手日

C：後片付け着手日

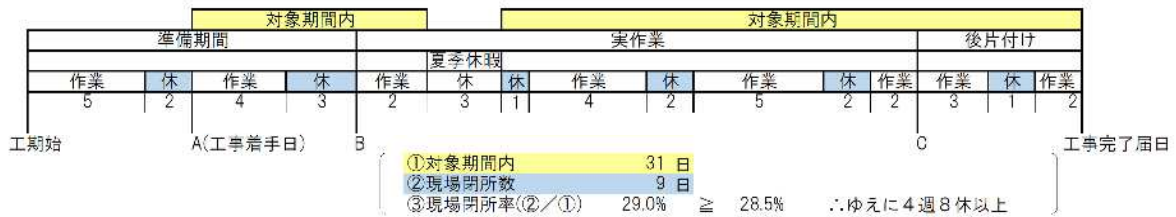
現場閉所率について

4週8休以上  
28.50%

例1）週休2日制工事における対象期間とは、工事着手日から工事完了日までの期間



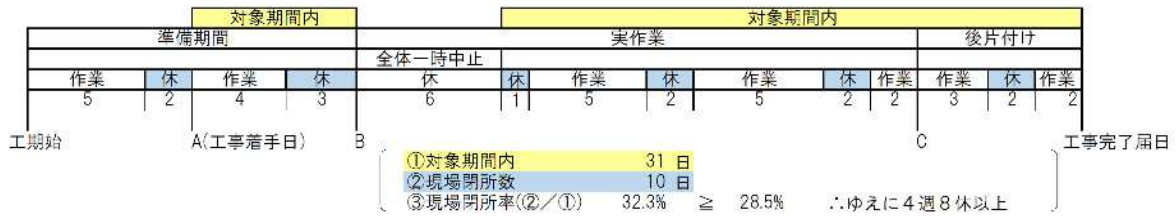
例2）年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間は含まない



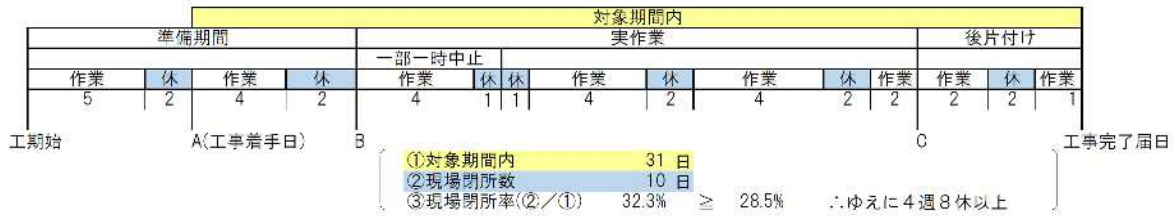
例3）工場製作のみを実施している期間は含まない



例4）工事全体を一時中止している期間は含まない



例5）工事一部を一時中止している期間は、対象期間内から除かない



例6）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める。

